

役員報酬規程

特定非営利活動法人 プラス・エデュケート

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人プラス・エデュケート（以下「法人」という。）の定款第19条に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員に対する報酬等の支給)

第3条 法人は、役員職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員に対する賞与及び退職手当は支給しない。
- 3 非常勤役員に対する報酬は支給しない。ただし、非常勤役員が特別な職務を執行した場合を除く。

(報酬の額の決定)

第4条 理事の報酬総額及び常勤の理事の報酬額は、それぞれ別表1「理事の報酬総額」及び「常勤理事の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

- 2 法人は、理事会の承認を得て、前項の規定の範囲内で常勤の理事の報酬の額を決定し支給することができる。

(報酬の支給日及び支給方法)

第5条 前条第2項における常勤の理事への報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第6条 法人は、常勤役員に対し、その通勤の実態に応じ通勤費を支給することができる。

(費用)

第7条 役員等に支払う旅費交通費は、法人職員旅費規程に定めた額とする。

2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(控除金)

第8条 役員に支給する報酬から会社は、源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに会社の立替金等を控除する。

(臨時緊急措置)

第9条 法人業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

(役員報酬規程の提出)

第10条 法人は、特定非営利活動促進法第55条第1項の定めにより、役員報酬規程を毎事業年度一回、所轄庁に提出する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

この規程は、平成30年6月17日より施行する。

この規程は、令和3年12月3日より改訂・施行する。(令和3年12月理事会決議)

別表1

内 容	金 額
全理事の報酬総額	1,500 万円以内
常勤理事の報酬額	1,000 万円以内